

[参 考 資 料]

1. 武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会の概要
2. 武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会設置要綱
3. 用語解説
4. 前計画の実施状況

1. 武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会の概要

武蔵野市では、今回の総合計画の見直しに合わせて、現在の下水道事業が抱えている課題を整理するとともに、今後の下水道経営のあり方について検討を行うことを目的に、「武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会」を設置したものである。

委員会	日時	検討内容等	
第1回	平成29年 9月4日	・事業評価	平成26～29年度の事業実績の評価を検討。
		・経営評価	平成26～29年度の経営の評価を検討。
第2回	平成29年 11月8日	・事業の検討1	法改正や国・都等の動向を踏まえ、各施策の優先度や実施時期等の見直しを検討。
		・経営の検討1	財政の見通しや経営基盤強化等を見直し、また総務省が策定を求める経営戦略を検討。
第3回	平成30年 1月10日	・事業の検討2	第2回委員会を受けて、引き続き検討。
		・経営の検討2	第2回委員会を受けて、引き続き検討。

委員

氏名	所属等
長岡 裕 (委員長)	東京都市大学 工学部教授
井出 多加子 (副委員長)	成蹊大学 経済学部教授
鵜川 正樹	公認会計士
清水 雅之	武蔵野市 財務部長
郡 護	武蔵野市 環境部長

2. 武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市の下水道を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、武蔵野市下水道総合計画(2014)(以下「現計画」という。)の見直しを検討するため、武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を踏まえて新たな武蔵野市下水道総合計画の案を作成し、市長に報告する。

- (1) 現計画の成果の検証
- (2) 下水道事業の現状及び今後の課題に関する検討
- (3) 下水道事業の経営の分析
- (4) 現計画の見直しに伴う財政計画の妥当性に関する検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の委員をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 行政関係者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境部下水道課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

3. 用語説明

【ア】

維持修繕基準

下水道施設が老朽化等により破損し、公衆衛生及び公共用水域に重大な影響が及ぶことがないよう、施設を良好な状態に保つために維持・修繕するための技術上の基準。

一般会計繰入金

建設、維持管理等の下水道事業の会計に対して、市の一般会計から繰入れられる資金。

雨水浸透施設

浸透ます等雨水を地下に浸透させる施設。

雨水浸透ます（枡）

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。

雨水貯留施設

貯留管、貯留池、貯留タンク等、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。

雨水貯留浸透施設

雨水を貯留または浸透させる施設の総称、または貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能を併せもった施設。

雨水排水施設

降水により発生した地表面の雨水を収集し、河川や海に放流するための施設。雨水ます、側溝、雨水管きよ、ポンプ施設等によって構成される。

雨水吐

合流式下水道において、一定量以上の雨水を分水し、河川等の水域に放流するための分水施設。

雨水放流幹線

雨水を速やかに放流先の河川へ流下させる雨水幹線。

雨水ます（枡）

路面排水や宅地からの雨水を受ける施設。収集された雨水は、取付管により下水道本管に送られる。

雨水利活用（雨水利用）

降雨時の雨水を貯留し、そのまま、もしくは用途に応じた処理をして、水洗トイレ洗浄用水、散水用水、防火用水等に利用すること。

汚水ます

排水管を通して宅内排水設備から流れてくる汚水をまとめて下水管路施設に流入させるために、主に宅地内に設置されるます。

【カ】

改築

管路施設・マンホール等の下水道施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。

河川改修

都の河川改修計画では、3年に1回の雨に相当する降雨強度50mm/時を整備目標としており、一部の区間で改修を実施中。

神田川

井の頭池を水源とし、隅田川へ合流する延長 24.6km の一級河川。

管路施設

管きょ、マンホール、ます、取付管、伏越し等の総称。

涵養

雨水等が地下に浸透して帯水層に流れ込むこと。

きょう雑物

下水に含まれる固形物で、管路施設内の堆積物の原因となる物質。越流した場合には、放流先の河川で衛生上及び美観上の問題となるゴミ類等を含む。

下水道台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管路施設の位置、構造、仕様等及び設置時期を記載した台帳。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律（1958 年法律第 79 号）。

建設負担金

当該自治体で発生した下水を他の自治体で処理等を行う場合に、その施設の建設に要する費用の一部を負担するもの。

降雨強度

降雨の強弱を単位時間当たりの降雨量（通常 mm/時）で表したもの。

公債費

地方自治体が借り入れた地方債（元金と利子の合計）に対する償還費。

更新

改築のうち、対象とする下水道施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。

更生

老朽化した施設を修繕や改築によって機能を回復させること。

更生工法

破損等によって機能が損なわれた管きょの内側に、新たな管を構築し、管きょの流下機能を回復させる工法。

公費

下水道事業では、雨水に関連する施設の維持管理費、起債償還費等（雨水処理費）については、税金等により自治体が負担するとされている。

合流式下水道改善（合流改善）

合流式下水道は、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観上の観点から問題であることから、下水道施設の改造等によりこれを改善すること。

改善目標として、公共用水域へ放流される汚濁負荷量を分流式下水道並みに削減すること、雨天時における未処理下水の公共用水域への放流回数を半減させること、下水中のきょう雑物の公共用水域への流出防止等があげられる。

合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管路施設で排除し処理する方法。

【サ】

再構築

老朽化した施設を時代の新たな要請にも応えられるよう機能向上を含め改築すること。

市債

市が資金を調達するために、発行した地方債。

私費

下水道事業では、汚水に関連する施設の維持管理費、起債償還費等（汚水処理費）については、使用料により使用者が負担するとされている。

社会基盤整備

都市において生活や経済活動を支える基盤（道路、公園、上下水道等）を整備すること。

石神井川

小平市に端を発し、隅田川に合流する延長 25.2km の一級河川。

修繕

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること。

使用料単価

有収水量 1m³あたりの使用料収入。使用料の設定水準を示す数値である。

処理区

汚水の処理区域を処理場の系統別に分割したものを処理区といい、その処理区の一つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。

浸透トレンチ

雨水浸透を目的として、浸透管（有孔管、ポーラスコンクリート管等）とその周囲の充填材から構成される構造物およびこれと同等のものをいう。

水質汚濁防止法

公共用水域および地下水の水質汚濁防止を図るため、事業場等からの排水規制、総量規制及び地下浸透規制等を定めた法律（1970 年法律第 138 号）。

ストックマネジメント

持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

接続管きよ

野川処理場（仮称）へ下水を流入させるために、建設される流域幹線との接続箇所まで、市が建設する幹線管きよ。

仙川

小金井市に端を発し、世田谷区内で野川に合流する延長 20.9km の一級河川。

善福寺川

杉並区の善福寺池を水源とし、神田川に合流する延長 10.5km の一級河川。

ソフト対策

浸水時や地震時における被害の最小化に向けて住民を支援する対策。被害予想地域と避難所等を示したハザードマップの公開やリアルタイムでの降雨情報提供等がある。

【タ】

耐震化

管路施設のネットワーク化や更生工法等による管きょ対策、浮上がり防止、継手部の可とう化等のマンホール対策等に分類される。

耐震基準

兵庫県南部地震の教訓を踏まえ平成9年に耐震設計基準が見直され、平成17年には新潟県中越地震を受けて下水道法施行令改正し構造基準が制定される。

- ・ レベル1地震動（供用期間内に発生する確率が高い）→本来の処理機能を確保
- ・ レベル2地震動（発生確率は低いが大きな強度有す）→復旧に時間を要さない

第二次下水道計画（幹線計画）

善福寺川排水区と神田川排水区を整備水準 50mm/時対応とするための計画。雨水放流幹線やバイパス管が位置付けられている。

耐用年数

固定資産がその本来の用途に使用できると思われる推定年数をいう。一般的に、下水道の管きょは50年とされている。

地球温暖化

人間活動により、二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することによって生じる気温の上昇や降雨量の変化等の気象変化。

長寿命化

調査、修繕等の維持管理を適切に実施することにより、下水道施設の耐用年数を延ばし、施設の改築に要するライフサイクルコストを縮減すること。

都市型浸水

都市化の進展により、流域の土地利用形態が変化し、浸透域が減少することによって、雨水のピーク流出量の増大や流出形態の変化等により発生する水害。

【ナ】

野川

国分寺市に端を発し、多摩川に合流する延長 20.5km の一級河川。

野川水再生センター

流総計画で位置付けられている野川処理区の汚水を処理するために、東京都が調布飛行場跡地に建設予定の流域下水道の処理場（水再生センター）。

【ハ】

排水区

雨水排水区域を排水先の河川ごとに分割した区域をいう。

排水設備

台所やトイレからの汚水を公共下水道に流出させるための施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置・管理するもの。

吐口

下水道施設から処理水や雨水を公共用水域に放流する放流口の施設。

BOD（生物化学的酸素要求量）

溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つ。

ヒートアイランド現象

都市化の影響により、都市部の気温が周辺に比べて異常な高温を示す現象。

ビルピット

ビルの地下等に設置される排水槽で、主にトイレ排水を貯留する汚水槽と厨房排水等を貯留する雑排水槽、両者を貯留する合併槽がある。

普及率

行政区域内人口に対する下水道整備済み人口の割合。

伏越し

下水道の管きょが、他の地下埋設物等の障害物を避けるために、障害物の下を通過させる部分のこと。

分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管路系統で排除する方式。

【マ】

水再生センター ※「東京都の下水道 2016」より

東京都では、平成 16 年 4 月に従来の「下水処理場」から改称された。武蔵野市の汚水は、落合、森ヶ崎、清瀬の 3 つの水再生センターに送られ処理が行われている。

①落合水再生センター

所在地：新宿区上落合 1-2-40、運転開始：昭和 39 年 3 月、
現有処理能力：450,000m³/日、放流先：神田川

②森ヶ崎水再生センター

所在地：大田区大森南 5-2-25、運転開始：昭和 41 年 4 月、
現有処理能力：1,540,000m³/日、放流先：海老取川、東京湾（京浜運河）

③清瀬水再生センター

所在地：清瀬市下宿 3-1375、運転開始：昭和 56 年 11 月
現有処理能力：364,450m³/日、放流先：柳瀬川

モニタリング

設備や施設の運転状態、水質等を監視すること。

【ヤ】

有収水量

水道料金徴収の対象となった水量。

予防保全型維持管理

計画的に施設の状況を的確に調査点検し、清掃や修繕等の優先順位を定めて、事故の防止と延命化を目指す維持管理方法のこと。本計画の財政見通しでは、テレビカメラ調査等の直接経費を計上している。

【ラ】

ライフサイクルコスト（LCC）

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計。

ライフライン

元は命綱の意味で、エネルギー施設、上下水道施設、交通施設、情報施設等の社会資本を表す。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理する下水道で、終末処理場と幹線管きょからなる。

流域別下水道整備総合計画（流総計画）

水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で、流総計画とも呼ばれ、都道府県が策定する。

流出係数

降雨量に対する水路、管きょ等に流出する雨水量の比率で、都市化によって緑地等の浸透域が減少すると、流出係数は増大する。

緑被率

市内区域に占める樹木や草地等の緑被地の割合。

出典:「下水道用語集—2000年版—」((社)日本下水道協会)他